



三重県公報

令和8年1月16日 (金)

第 685 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
告 示			
25	地方自治法第243条の2第1項の規定による公金事務の委託	(交通政策課)	2
26	同件	(同)	2
27	同件	(同)	2
監査委員公表			
1	監査結果の公表	(監査委員)	3
公 告			
	労働組合法施行令の規定により使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦を 求める旨	(障がい者雇用・就労促進課)	11
	公共測量が終了した旨の通知	(公用地課)	13
	同件	(同)	13
	同件	(同)	13
人 事 委 公 告			
	令和8年度三重県職員採用候補者A試験(早期枠)の実施	(人事委員会)	13
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	(広聴広報課)	15
	同件	(技術管理課)	18

告 示

三重県告示第 25 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公金事務を委託しました。

令和 8 年 1 月 16 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 委託を受けた者の名称及び住所又は事務所の所在地
三重交通株式会社
三重県津市中央 1 番 1 号
 - 2 委託した公金事務に係る歳入等又は歳出
バスの利用料の収納事務
 - 3 指定をした日
令和 7 年 9 月 22 日
 - 4 委託をした日
令和 7 年 9 月 22 日
 - 5 委託期間
令和 7 年 9 月 22 日から令和 8 年 1 月 30 日まで
-

三重県告示第 26 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公金事務を委託しました。

令和 8 年 1 月 16 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 委託を受けた者の名称及び住所又は事務所の所在地
滝原西村ハイヤー有限会社
三重県度会郡大紀町滝原 1507-1
 - 2 委託した公金事務に係る歳入等又は歳出
タクシーの利用料の収納事務
 - 3 指定をした日
令和 7 年 9 月 22 日
 - 4 委託をした日
令和 7 年 9 月 22 日
 - 5 委託期間
令和 7 年 9 月 22 日から令和 8 年 1 月 30 日まで
-

三重県告示第 27 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公金事務を委託しました。

令和 8 年 1 月 16 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 委託を受けた者の名称及び住所又は事務所の所在地
株式会社クリスタルタクシー
和歌山県新宮市船町 3 丁目 2 番地の 6
- 2 委託した公金事務に係る歳入等又は歳出
タクシーの利用料の収納事務
- 3 指定をした日
令和 7 年 9 月 22 日
- 4 委託をした日
令和 7 年 9 月 22 日
- 5 委託期間

令和 7 年 9 月 22 日から令和 8 年 1 月 30 日まで

監査委員公表

監査委員公表第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく請求に係る監査の結果を、同条第 5 項の規定により次のとおり公表します。

令和 8 年 1 月 16 日

三重県監査委員	村 上 直
三重県監査委員	長 田 隆 尚
三重県監査委員	石 垣 智 矢
三重県監査委員	伊 賀 恵

第 1 監査の請求

- 1 監査請求のあった日 令和 7 年 11 月 7 日
- 2 請 求 人 住所 三重県津市寿町 7-50
氏名 みえ教育ネットワーク教職員ユニオン 委員長 鍋矢 善史

第 2 請求の受理

本件請求は、所要の法定要件を具備しているものと認めて受理した。

第 3 監査の結果

上記の住民監査請求について監査した結果を次のとおり通知した。

監査 第 97 号
令和 7 年 12 月 25 日

請求人 みえ教育ネットワーク教職員ユニオン
委員長 鍋矢 善史 様

三重県監査委員	村 上 亘
三重県監査委員	長 田 隆 尚
三重県監査委員	石 垣 智 矢
三重県監査委員	伊 賀 恵

住民監査請求について

令和 7 年 11 月 7 日に提出された住民監査請求（以下「本件請求」という。）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 5 項の規定に基づき監査した結果は、次のとおりです。

記

第 1 監査の結論

本件請求を棄却する。

第 2 監査の請求

本件請求の要旨は、次のとおりである。

1 請求理由

(1) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）の規定によれば、常時 50 人以上の労働者を使用する事業所においては、衛生委員会を毎月 1 回以上開催しなければならず、衛生委員会の構成員に産業医が含まれる必要がある。教職員数が 50 人を超える、三重県立特別支援学校北勢きらら学園（以下「当該校」という。）にもこの規定は適用されており、当該校では産業医が選任されている。

(2) 労働安全衛生法第 18 条等の趣旨は、労使双方が直接討議する場を設けることにある。昭和 47 年 9 月 18 日付「労働安全衛生法および同法施行令の施行について」（基発第 602 号）の趣旨に基づけば、衛生委員会は労使が集まり、意見交換・調査審議を行うことを要する。令和 2 年 8 月 27 日付「情報通信機器を用いた労働安全衛生法第 17 条、第 18 条及び第 19

条の規定に基づく安全委員会等の開催について」（基発 0827 第 1 号）によると、留意事項を守ることでオンライン（情報通信機器）を用いた開催も認められる。つまり、衛生委員会は「対面もしくはオンライン（双方のやりとりができるもの）」は許容されるが、書面回覧だけで審議を済ませる方式は許容されない。

- (3) 労働安全衛生法第 17 条第 4 項および第 18 条第 4 項の規定により、衛生委員会の総括安全衛生管理者以外の委員の半数に関して、事業者は「当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合があるときにおいてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときにおいては労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名しなければならない」とされている。
- (4) 当該校において、衛生委員会は「学校安全衛生委員会」の名称で毎月開催されている。しかし、令和 7 年度において、4 月から 9 月までに開催された学校安全衛生委員会で対面開催されたのは 1 回のみで、残りすべてが書面開催である。なお、衛生委員会が書面開催で行われた日に関して、当該校の産業医（以下「当該産業医」という。）は出席していない。
- (5) 当該校において、労働者の過半数で組織する労働組合や労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき、事業者が衛生委員会の委員を指名することは行われていない。
- (6) 当該校において、学校安全衛生委員会はほぼ毎回書面開催であり、これは法の趣旨に反する。また、学校安全衛生委員会を書面開催にすることで、産業医が直接的な討議に参加することなく、さらに労働者側委員の選出方法が不適法であるというのでは、学校安全衛生委員会は労働安全衛生法上の「衛生委員会」とは異なるものである。したがって、当該校は労働安全衛生法上の衛生委員会を適正に開催しているとはいはず、形式的には衛生委員会を法令どおり月 1 回開催したようであっても、実際には衛生委員会を全くあるいはほとんど開催していないのと同じである。これは「毎月衛生委員会を開催している」という、見かけ上の法令順守アピールのために当該産業医の人事費を公金より支出していると評価すべきであり、公金支出の在り方として不適切である。また、本来、当該産業医にかかる人事費には衛生委員会への出席にかかる分も含まれているものであると考えられ、衛生委員会への参加の実態がないのにも関わらず、衛生委員会に出席した場合と同等の人事費が公金より支出されているという点でも不適切である。
- (7) 当該産業医の人事費（令和 7 年 4 月から 9 月分）は 283,500 円と推計され、ここには本来、衛生委員会に出席するための分の人事費が含まれて

いるが、当該産業医は衛生委員会に出席していないため、過剰に人件費が公金より支出されている状態であるといえる。当該産業医は職場巡視等、定期的に行っている業務もあるため、担ってきた業務量は本来担うべき業務量のおおよそ半分であると仮定すると、その支給済みの人件費の半値である 141,750 円は勤務実績がないのに不正に支払われたことになる。

(8) 以上のことから、三重県教育委員会教育長に対し、当該産業医に支給済みの人件費（令和 7 年 4 月から 9 月分）のうち、141,750 円の返還を求めることがといった必要な措置をとることを請求する。

第 3 監査の実施

1 監査対象事項

上記請求の要旨から、本件請求にかかる監査対象事項は、「三重県教育委員会による当該産業医に対する人件費（令和 7 年 4 月から 9 月分）の支出」と解した。

2 監査対象部局

三重県教育委員会

3 監査対象部局に対する調査

令和 7 年 11 月 27 日に福利・給与課、同月 28 日に当該校の調査を実施した。

4 請求人の陳述

請求人が陳述を希望しなかったため、陳述の聴取は行わなかった。

第 4 監査の結果

1 認定した事実

監査対象部局に対する調査結果等から、次の事実が認められる。

(1) 産業医の職務等

ア 労働安全衛生法により、常時 50 人以上の労働者を使用する事業場の事業者は、医師のうちから産業医を選任し、労働者の健康管理等を行わせなければならないとされている。

イ 三重県教育委員会は、県立学校の産業医の職務を以下 9 点に整理している。

①職場巡視

②過重労働対策

- ③指導区分の決定及び事後措置
- ④ストレスチェック
- ⑤学校安全衛生委員会
- ⑥B型肝炎に係る諸検査及び予防接種
- ⑦健康相談
- ⑧健康教育
- ⑨その他

ウ 県立学校の産業医の任期は 1 年であり、任用にあたり、各県立学校の校長等が、各校の産業医に上記イの職務を依頼している。

(2) 産業医の報酬

ア 県立学校の産業医の報酬は、公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 30 年三重県条例第 45 号）等に基づき支払われており、年額報酬は、基本額 219,000 円に、担当する教職員数に 2,900 円を乗じて得た額」が加算された額であり、加えて通勤手当相当額が支払われる。

イ 報酬は、4 月から 9 月までの 6 か月分が 10 月 21 日に、10 月から翌年 3 月までの 6 か月分が 4 月 21 日に支払われる（支払日が、金融機関の休業日にあたる時は、その直前の金融機関営業日に支払われる）。

(3) 衛生委員会

ア 労働安全衛生法により、常時 50 人以上の労働者を使用する事業場について、事業者は、衛生に関する事項等を調査審議するため、衛生委員会を毎月 1 回以上開催しなければならないとされている。

イ 同法には、衛生委員会の委員は、「総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理するもの若しくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名した者」（以下「第一号の委員」という。）、産業医のうちから事業者が指名した者等で構成すると規定されている。

ウ 同法には、事業者は、第一号の委員以外の委員の半数については、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合があるときにおいてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときにおいては労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名しなければならないと規定されている。

エ 衛生委員会の開催方法に関して、厚生労働省労働基準局長から、「情報通信機器を用いた労働安全衛生法第 17 条、第 18 条、第 19 条の規定に基づく安全委員会等の開催について」（令和 2 年 8 月 27 日付け基発 0827 第 1 号）（以下「当該通知」という。）が発出されており、電子メ

ール等を活用した即時性のない方法によって開催することも、一定の要件を満たしている場合には差し支えないとされている（当該通知の内容は別紙のとおり）。

（4）当該校の状況

ア 学校安全衛生委員会の構成等

- a 三重県立学校職員安全衛生管理規程（平成10年教委訓第8号）において、学校における職員の安全及び衛生に関する事項を調査審議するため、学校安全衛生委員会を置くことが定められている。
- b 当該校の学校安全衛生委員会（以下「当該委員会」という。）は、労働安全衛生法に定められた衛生委員会に相当するものであり、校長、事務長、教頭、主幹教諭、衛生管理者、産業医、養護教諭2名及び職員代表3名により構成されている。
- c 職員代表3名は、小学部・中学部・高等部の各学部会から1名ずつが各学部会における合議によって選出される。
- d 学校全体の職員会において、その3名を含めた委員全員の選任を諮り、承認されることで各員は委員として選任される。

イ 当該委員会の開催方法等

- a 当該委員会は、令和7年4月から9月の間において毎月1回開催され、7月のみが対面、他の月は書面での開催であった。
- b 書面での開催方法は次のとおり。
 - ① 事項書及び資料を、当該産業医以外のすべての委員に回覧し、各委員は意見や連絡事項があれば、回覧の際に事項書にそれを書き込む。
 - ② 回覧後、各委員の意見等が記載された事項書及び資料を、再度、当該産業医以外のすべての委員に回覧する。
- c 書面による開催の場合、当該産業医には、当該校に来校した際や当該校職員が当該産業医を訪問した際に事前に資料を渡すとともに、当該産業医から指摘事項や改善策等の聴き取りを行い、その内容を事項書に産業医からの意見として記載している。
- d 当該産業医は、対面開催された令和7年7月の当該委員会には出席した。

ウ 当該産業医の業務の状況

- a 当該産業医は、当該委員会への関与の他、職場巡視（2か月に1回）、定期健康診断の健康区分の決定、インフルエンザ予防接種、衛生・健康に関する助言等を行っている。
- b 過重労働対策、ストレスチェックに係る面接等の業務について、令

和 7 年度は該当者がいないため行われていない（令和 7 年 11 月 28 日時点）。

2 判断

請求人は、当該委員会がほぼ毎回書面開催であって当該産業医が直接的に討議に参加することなく、さらには当該委員会の委員の選出方法が不適法であることから、当該委員会は労働安全衛生法上の「衛生委員会」とは異なるものであり、見かけ上の法令遵守アピールのために、当該産業医に対し当該委員会に出席した場合と同様の人件費を支出することは不適切である旨主張している。

しかしながら、そもそも、この請求人の主張の核心は、当該委員会の開催方法や構成員の選出方法が不適切であることを指摘して、その当否を争うものであり、当該産業医への人件費の支払いが、財務会計規律上、違法又は不当であるという理由を明確に示しているものとは認められない。

また、当該産業医の報酬は、当該委員会に関する業務の他、職場巡回等の業務も含めた年額報酬であって、当該産業医は当該校から依頼された業務を上記 1 (4) ウのとおり行っており、当該委員会に書面上ではあるが意見や助言を行うなどの一定の関与をしていることも認められるものであり、当該産業医への報酬の支払が違法又は不当な公金の支出であるとまでは言えない。

よって、本件請求は、理由がないから、上記第 1 のとおり決定する。

第 5 付言

監査委員の判断は以上のとおりであるが、今回、請求人から本件請求が提出された主たる要因は、当該委員会の構成員の選出方法が労働安全衛生法第 18 条の規定と相違しており、当該委員会の開催方法についても当該通知に明確に合致しているとは言い難いことにある。

このため、県教育委員会においては、関係機関と調整を行い、労働安全衛生法の趣旨に沿って適切に対応されたい。

(別紙)

「情報通信機器を用いた労働安全衛生法第17条、第18条、第19条の規定に基づく安全委員会等の開催について」(令和2年8月27日付け基発0827第1号) (抜粋)

2 (2) 安全委員会等の運営について、次のア又はイのいずれかの要件を満たすこと。

ア 対面により安全委員会等を開催する場合と同様に、情報通信機器を用いた安全委員会等において、委員相互の円滑な意見交換等が即時に行われ、必要な事項についての調査審議が尽くされていること。

なお、音声通信による開催やチャット機能を用いた意見交換等による開催については、調査審議に必要な資料が確認でき、委員相互の円滑な意見交換等及び必要な事項についての十分な調査審議が可能であること。

イ 情報通信機器を用いた安全委員会等はアによって開催することを原則とするが、委員相互の円滑な意見交換等及び必要な事項についての十分な調査審議が可能となるよう、開催期間、各委員への資料の共有方法及び意見の表明方法、委員相互で異なる意見が提出された場合の調整方法、調査審議の結果を踏まえて事業者に対して述べる意見の調整方法等について次の(ア)から(エ)までに掲げる事項に留意の上、予め安全委員会等で定められている場合は、電子メール等を活用した即時性のない方法により開催することとして差し支えないこと。

(ア) 資料の送付等から委員が意見を検討するための十分な期間を設けること。

(イ) 委員からの質問や意見が速やかに他の委員に共有され、委員間で意見の交換等を円滑に行うことができること。その際、十分な調査審議が可能となるよう、委員全員が質問や意見の内容を含む議論の経緯を確認できること。

(ウ) 委員からの意見表明等がない場合、当該委員に対し、資料の確認状況及び意見提出の意思を確認すること。

(エ) 電子メール等により多数の委員から異なる意見が提出された場合等には委員相互の意見の調整が煩雑となることから、各委員から提出された意見の調整に必要な連絡等を行う担当者を予め定める等、調査審議に支障を来すことがないようにすること。

公 告

令和8年4月30日をもって、第48期三重県労働委員会委員の任期が満了となりますので、第49期三重県労働委員会委員を任命するため、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、次のとおり委員の候補者の推薦を求めます。

令和8年1月16日

三重県知事 一見勝之

1 推薦資格

- (1) 使用者委員の候補者を推薦できる者は、三重県内にのみ組織を有し、主として労働問題に関する事務をその業務とする又は業務の主要な部分として労働問題を取り扱う使用者団体
- (2) 労働者委員の候補者を推薦できる者は、三重県内にのみ組織を有し、かつ、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条及び第5条第2項の規定に適合する労働組合

2 被推薦者の資格

委員候補者に推薦される者の資格については、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当しない者であること。

3 推荐期間

令和8年1月16日（金）から同年2月27日（金）まで

4 推荐手続

- (1) 使用者委員の候補者を推薦しようとする使用者団体は、次の書類を三重県雇用経済部障がい者雇用・就労促進課へ提出してください。
 - ア 別記様式の推薦書
 - イ 被推薦者の履歴書
- (2) 労働者委員の候補者を推薦しようとする労働組合は、次の書類を三重県雇用経済部障がい者雇用・就労促進課へ提出してください。
 - ア 別記様式の推薦書
 - イ 被推薦者の履歴書
 - ウ 推荐に係る労働組合が、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の三重県労働委員会の証明書

なお、この証明書の交付を受けるためには、令和8年2月10日（火）までに三重県労働委員会宛てに労働組合資格審査申請書を提出する必要があります。不明な点は、三重県労働委員会事務局（電話059-224-3033）へお問い合わせください。

5 委員候補者として推薦する者の数

使用者委員候補者及び労働者委員候補者の推薦に当たっては、おおむね5人までとします。

6 その他

詳細については、三重県雇用経済部障がい者雇用・就労促進課（津市広明町13番地 電話059-224-2461）までお問い合わせください。

別記様式

三 重 県 労 働 委 員 会 委 員 推 薦 書

三 重 県 知 事 宛 て

年 月 日

所 在 地

名 称

代 表 者 氏 名

労働組合法施行令第21条第1項の規定により、三重県労働委員会の使用者（労働者）委員の候補者として次の者を推薦します。

氏 名	年 齢	所属事業所若しくは会社 又は 労働組合名	地 位	備 考

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 7 年 12 月 17 日に終了した旨、三重県桑名建設事務所長から通知がありました。

令和 8 年 1 月 16 日

三重県知事 一見勝之

1 作業種類

公共測量（3 級基準点測量及び 4 級基準点測量）

2 作業地域

桑名市多度町戸津及び同市多度町香取

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 7 年 6 月 20 日に終了した旨、三重県伊賀建設事務所長から通知がありました。

令和 8 年 1 月 16 日

三重県知事 一見勝之

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業地域

伊賀市長田

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 7 年 12 月 19 日に終了した旨、伊賀市上下水道事業管理者職務代理者から通知がありました。

令和 8 年 1 月 16 日

三重県知事 一見勝之

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業地域

伊賀市島ヶ原

人事委公告

令和 8 年度三重県職員採用候補者 A 試験（早期枠）を次のとおり実施します。

令和 8 年 1 月 16 日

三重県人事委員会委員長 淩尾光弘

1 試験区分及び採用予定数

試験区分		採用予定数
一般行政分野	行政	約 30 名
福祉分野	福祉技術	約 3 名
環境分野	環境化学	約 5 名
自然分野	農学	約 10 名
	林学	約 7 名
	水産	約 1 名
工学分野	総合土木	約 28 名
	建築	約 3 名
	電気	約 1 名
	機械	約 1 名
健康衛生分野	薬剤師	約 1 名

	保健 師	約 2 名
	管理栄養士	約 1 名

2 職務内容

知事部局、教育委員会、企業庁及び病院事業庁等において事務又は技術的業務に従事します。

3 給与

この試験に合格し、採用された場合には、職員の給与に関する条例（昭和 29 年三重県条例第 67 号）等の規定に基づく給料及び諸手当が支給されます。

4 受験資格

試験区分「行政」については次の(1)又は(4)に該当し、かつ次の(6)及び(7)を満たす人、試験区分「薬剤師」については次の(2)又は(5)に該当し、かつ次の(6)及び(7)を満たす人、試験区分「建築」については次の(3)又は(4)に該当し、かつ次の(6)、(7)及び(8)を満たす人、その他の試験区分（「行政」、「薬剤師」及び「建築」以外）については次の(3)又は(4)に該当し、かつ次の(6)及び(7)を満たす人が受験できます。

(1) 平成 9 年 4 月 2 日から平成 17 年 4 月 1 日までに生まれた人

(2) 平成 4 年 4 月 2 日から平成 15 年 4 月 1 日までに生まれた人

(3) 平成 4 年 4 月 2 日から平成 17 年 4 月 1 日までに生まれた人

(4) 平成 17 年 4 月 2 日以降に生まれた人で、次に掲げるもの

ア 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学（短期大学を除きます。）を卒業した人又は令和 9 年 3 月 31 日までに大学を卒業する見込みの人

イ 三重県人事委員会がアに掲げる人と同等の資格があると認める人

(5) 平成 15 年 4 月 2 日以降に生まれた人で、次に掲げるもの

ア 学校教育法に基づく大学（短期大学を除きます。）を卒業した人又は令和 9 年 3 月 31 日までに大学を卒業する見込みの人

イ 三重県人事委員会がアに掲げる人と同等の資格があると認める人

(6) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条に規定する欠格条項に該当しない人

(7) 受験申込時において三重県職員（任期付職員、臨時の任用職員及び会計年度任用職員を除きます。）でない人

(8) 日本の国籍を有する人

5 第 1 次試験

(1) 試験種目

基礎能力試験及び総合人物試験（適性検査）

(2) 試験日

令和 8 年 3 月 1 日（日）から同月 15 日（日）までのうち受験者が選択する日

(3) 試験会場

全国主要都市等に設置されるテストセンター会場のうち受験者が選択する会場又はオンライン会場（自宅等のパソコンで受験）

6 第 2 次試験

第 1 次試験合格者について次により行います。

(1) 試験種目

論文試験、総合人物試験、プレゼンテーション試験（「行政」に限ります。）及び専門性確認試験（「行政」を除きます。）

(2) 試験日及び試験会場

令和 8 年 4 月上旬から同月中旬までのうちいずれか指定する日

三重県人事委員会が指定する場所

7 受験申込み

申込みは原則としてインターネットに限り、三重県職員採用案内ホームページ（URL：<https://www.pref.mie.lg.jp/saiyo/>）から申し込んでください。

8 受験申込の受付期間

令和 8 年 1 月 16 日（金）から同年 2 月 16 日（月）正午までとします。

なお、令和 8 年 2 月 16 日正午までに県サーバーへ到着したものまでを有効とします。

9 採用

この試験の合格者は、三重県職員採用候補者A試験（早期枠）採用候補者名簿に登載され、その中から採用者が決定されます。

採用の時期は、原則として令和9年4月1日の予定です。

10 その他

- (1) この試験の受験資格、受験手続、試験方法等の詳細については、三重県職員採用案内ホームページに掲載の受験案内を参照してください。なお、受験案内は、三重県人事委員会事務局、三重県庁総合案内、各地域防災総合事務所、各地域活性化局、三重県志摩建設事務所、三重県東京事務所及び三重県関西事務所でも配布します。
- (2) この試験についての問い合わせは、三重県人事委員会事務局（〒514-0004 津市栄町1丁目891 三重県勤労者福祉会館内 TEL059-224-2932）へしてください。

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和8年1月16日

三重県知事 一見勝之

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

令和8年度三重県広報紙「県政だよりみえ」及び三重県議会広報紙「みえ県議会だより」新聞折込業務委託（単価契約）

(2) 委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）までとします。

(4) 委託業務履行場所

知事が別に指定する場所とします。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 連絡調整の担当者を2名以上配置し、緊急時に責任者に直接指示できる体制を整備できる者であること。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和8年2月12日（木）11時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(5)までの書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6ヶ月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6ヶ月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (4) 電子契約を希望する場合は、電子契約利用意向兼メールアドレス確認書
- (5) 連絡調整の担当者を2名以上配置し、緊急時に責任者に直接指示できる体制が整備されていることを示す体制図（様式任意）

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県総務部総務課総務班 担当 渡邊
電話 059-224-2190 ファクシミリ 059-224-3170

(2) 契約条項を示す場所

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県総務部広聴広報課企画・広報班 担当 永田
電話 059-224-2788 ファクシミリ 059-224-2032

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局会計支援課企画支援班
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和8年3月5日（木）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

- ① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合 令和8年2月26日（木）17時までに本システム上で通知を行います。
- ② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合 令和8年2月26日（木）17時までに通知書を発送します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和8年3月5日（木）14時30分まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和8年3月5日（木）14時30分

なお、入札書は郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考慮して投函してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町13番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県総務部総務課総務班

案件名 令和8年度三重県広報紙「県政だより みえ」及び三重県議会広報紙「みえ県議会だより」
新聞折込業務委託（単価契約）

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和8年3月5日（木）15時

場所 三重県津市広明町13番地

三重県総務部総務課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札者は、入札内訳書（添付要）の合計金額を入札書に記載するものとし、入札内訳書に記載する単価は、消費税及び地方消費税抜きの額（免税事業者にあっては、契約希望額に110分の100を掛けた額）を記載するものとします。

なお、本契約は単価契約であり、入札内訳書に記載された1部あたりの単価を契約金額として契約書に表示します。（免税事業者にあっては、入札内訳書に記載された1部あたりの単価の100分の110に相当する額（円未満小数点以下第3位までとし、第4位以下切り捨て）とします。）

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかつた者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することができます。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱

に基づく落札資格停止を行うことがあります。

- (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。
- (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

- (1) Subject Matter of the Contract:

Distribution of the "Mie Prefectural Assembly News and Mie Prefectural Government News" with Newspaper

- (2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:30 P.M. on Thursday, March 5, 2026.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office by 2:30 P.M. on Thursday, March 5, 2026.

- (3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:00 P.M. on Thursday, March 5, 2026.

- (4) Managing Authority:

Public Relations Division, Department of General Affairs, Mie Prefecture

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-2788

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和8年1月16日

三重県知事 一見勝之

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名

令和8年度建設資材価格等調査（実態調査・特別調査）業務委託

- (2) 委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

- (3) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）までとします。

- (4) 委託業務履行場所

三重県内

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

- (1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

- (2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 当該案件を履行するにあたり、調達説明書（仕様書）の別紙4落札資格要件で必要とする資格を有している者であること。

3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

- (2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和8年2月2日（月）14時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(4)までの書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6ヶ月以内に発行したもの）の写し（提示可）
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6ヶ月以内に発行したもの）の写し（提示可）
- (4) 必要とする資格（調達説明書（仕様書）の別紙4落札資格要件）が確認できる書類

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県県土整備部県土整備財務課経理1班 担当 渡邊
電話 059-224-2653 ファクシミリ 059-224-2415

(2) 契約条項を示す場所

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県県土整備部技術管理課技術管理・DX推進班 担当 森
電話 059-224-2918 ファクシミリ 059-224-3290

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局会計支援課企画支援班
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和8年2月26日（木）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

- ① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合 令和8年2月13日（金）16時までに本システム上で通知を行います。
- ② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合 令和8年2月13日（金）16時までに通知書を発送します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和8年2月26日（木）15時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県府内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和8年2月26日（木）15時

なお、入札書は郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考慮して投函してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町13番地

宛 先 三重県府内郵便局留め

受取人 三重県県土整備部県土整備財務課経理1班

案件名 令和8年度建設資材価格等調査（実態調査・特別調査）業務委託 入札書在中

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和8年2月26日（木）15時10分

場所 三重県津市広明町13番地

三重県県土整備部県土整備財務課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかつた者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することができます。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱

に基づく落札資格停止を行うことがあります。

- (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。
- (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

- (1) Subject Matter of the Contract:

2026 fiscal year survey of construction material costs and other costs (survey of actual conditions and special inquiry)

- (2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Thursday, February 26, 2026.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office 3:00 P.M. on Thursday, February 26, 2026.

- (3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:10 P.M. on Thursday, February 26, 2026.

- (4) Managing Authority:

Technology Management Division, Department of Prefectural Land Development, Mie Prefecture

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-2918

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
